

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年7月12日(2012.7.12)

【公表番号】特表2010-518944(P2010-518944A)

【公表日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2010-022

【出願番号】特願2009-550609(P2009-550609)

【国際特許分類】

A 6 1 L	31/00	(2006.01)
A 6 1 F	2/82	(2006.01)
A 6 1 B	17/00	(2006.01)
A 6 1 B	17/12	(2006.01)
A 6 1 F	2/06	(2006.01)
A 6 1 F	2/18	(2006.01)
A 6 1 F	2/24	(2006.01)
A 6 1 L	27/00	(2006.01)
A 6 1 L	33/00	(2006.01)
A 6 1 L	29/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 L	31/00	C
A 6 1 M	29/02	
A 6 1 B	17/00	3 2 0
A 6 1 B	17/12	
A 6 1 F	2/06	
A 6 1 F	2/18	
A 6 1 F	2/24	
A 6 1 L	27/00	E
A 6 1 L	33/00	C
A 6 1 L	31/00	Z
A 6 1 L	29/00	W
A 6 1 L	29/00	Z
A 6 1 L	29/00	E
A 6 1 L	27/00	Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月28日(2012.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリマー領域を備える埋め込み型または挿入型医療デバイスであって、該ポリマー領域は、医療デバイス基材上に配置される被覆であり、そして該ポリマー領域は、スチレンモノマーおよびイソブチレンモノマーを含む共重合体を含み、該共重合体のスチレンモノマー含量は、30mol%から40mol%の範囲である、医療デバイス。

【請求項2】

前記共重合体は、ポリスチレンブロックおよびポリイソブチレンブロックを含むブロック

共重合体である、請求項 1 に記載の医療デバイス。

【請求項 3】

前記共重合体の前記スチレンモノマー含量は、30 mol % から 35 mol % の範囲である、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 4】

前記共重合体の前記スチレンモノマー含量は、35 mol % から 40 mol % の範囲である、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 5】

前記ブロック共重合体は、分岐共重合体である、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 6】

前記ブロック共重合体は、線状共重合体である、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 7】

前記ブロック共重合体は、ポリイソブチレン中央ブロックおよび 2 つのポリスチレン末端ブロックを含むトリブロック共重合体である、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 8】

前記ポリマー領域は、少なくとも 75 重量 % の前記ブロック共重合体を含む、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 9】

前記医療デバイスは、治療薬をさらに備える、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 10】

前記治療薬は、前記ポリマー領域内に配置される、請求項 9 に記載の医療デバイス。

【請求項 11】

前記治療薬は、抗血栓薬、抗増殖剤、抗炎症薬、抗遊走薬、細胞外基質産生および組織化に影響する薬剤、抗腫瘍薬、抗有糸分裂薬 (anti-mitotic agent)、麻酔薬、抗凝固薬、血管細胞成長促進物質、血管細胞成長阻害剤、コレステロール降下薬、血管拡張薬、内因性血管作用機構に干渉する薬剤、およびそれらの組み合わせから選択される、請求項 9 に記載の医療デバイス。

【請求項 12】

前記ポリマー領域は、前記ブロック共重合体に加えて、補助ポリマーをさらに含む、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 13】

前記医療デバイスは、ガイドワイヤ、バルーン、大静脈フィルタ、カテーテル、ステント、ステントグラフト、血管グラフト、脳動脈瘤充填コイル、心筋プラグ、心臓弁、血管弁、ペースメーカーリード、および蝸牛インプラントから選択される、請求項 2 に記載の医療デバイス。

【請求項 14】

前記医療デバイス基材は、金属ステントである、請求項 1 に記載の医療デバイス。

【請求項 15】

金属ステント上に配置される被覆を備える、埋め込み型または挿入型医療デバイスであって、該被覆は、ポリスチレンブロックおよびポリイソブチレンブロックを含むブロック共重合体を含み、該共重合体のスチレンモノマー含量は、30 mol % から 40 mol % の範囲である、医療デバイス。

【請求項 16】

前記共重合体の前記スチレンモノマー含量は、30 mol % から 35 mol % の範囲である、請求項 15 に記載の医療デバイス。

【請求項 17】

前記共重合体の前記スチレンモノマー含量は、35 mol % から 40 mol % の範囲である、請求項 15 に記載の医療デバイス。